

13日(水)～19日(火)

友好都市提携週間

市では、オーストラリア連邦ビクトリア州キャンパス市と平成10年2月13日に友好都市提携を結び、市民や中学生同士の相互訪問や子どもたちが描いた絵の交換などを行ってきました。市では皆さんにキャンパス市の魅力をもっと知ってもらうため、今年も2月13日(水)から19日(火)までの期間を「友好都市提携週間」とし、期間中は写真展の開催やプラネタリウムの投映を行います。

◆キャンパス写真展

8月から10月にかけて実施した交流事業の様子やキャンパス市の風景などを撮影した写真などを展示します。

日時 13日(水)～19日(火) 午前8時～午後5時

お知らせコーナー

時30分～午後5時15分

場所 保健福祉センター

企画政策課男女共同参画室
内線3355

◆プラネタリウム館 オーストラリアの夜

オーストラリアで見ることが出来る星を紹介します。

日時 16日(木)・17日(金) 午後1時30分

場所 プラネタリウム館
観覧料 市内在住者 大人210円、子ども100円 市外在住者 大人310円、子ども150円

プラネタリウム館(492) 1125

人権擁護委員が新たに委嘱されました

人権擁護委員は、地域住民の中から人格・見識の優れた人

ちが選ばれ、皆さんの日常生活の中で人権を尊重する思想の普及と高揚を図っています。また人権侵害による被害を受けた人を救済し、その人権を擁護しています。人権擁護委員は現在全国で14,000人おり、人権に関する相談や啓発に関する活動などを行っています。

興津圭子さんと松宮正昭さんの任期が満了したことに伴い、新たに坂本兼一さんと山本香緒利さんが1月1日付けで法務大臣から委嘱されました。

任期は平成27年12月31日までの3年間で、

現在市内では今回委嘱された2人のほか富沢賢司さん、國島千恵子さんが人権擁護委員として活動しています。

企画政策課男女共同参画室内線3355

男女共同参画セミナー

「賢くキレイになるためのコミュニケーション&メイク術」

千葉県男女共同参画地域推進員と千葉県男女共同参画センターでは、職場や家庭などの日常で役立つコミュニケーションの方法やメイク術を学ぶことができます。

日時 24日(月) 午後1時30分～3時30分(受け付け 午後1時～)

場所 市川市男女共同参画センター

対象 県内在住で現在就業中の女性 30人(申し込み順)

講師 キャリアカウンセラー 工藤倫子さん

保育 午後6カ月から就学前10人(申し込み順)

市では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する国民健康保険運営協議会の委員を募集します。

任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)

対象 市内在住で平日開催する会議に出席できる満20歳以上の市国民健康保険加入者 3人(応募者多数の場合は選挙基準により選考)

※会議は年4回程度開催します。報酬 会議1回6,600円

◆国民年金保険料は口座振替で納付が便利です

国民年金保険料を口座振替で納付すると、保険料を納め忘れることがありません。

また次のような割引制度もあるので、便利で安心です。

※保険料の一部免除を受けている人は、割引制度の適用を受けることができます。

通常翌月末に振り替えられる各月分の保険料を当月末の振り

しよう(納期限を過ぎると延滞金が掛かります)。

市税などの納付は、口座振替を利用すると便利です。また市税など(後期高齢者医療保険料を除く)は、納期限内であればコンビニエンスストアでも納付することが出来ます。

回収課収税班 内線3121・5

市では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する国民健康保険運営協議会の委員を募集します。

任期 平成25年4月1日～平成27年3月31日(2年間)

庁舎建設等検討委員会委員を募集します

市では、現在老朽化などのために整備を検討している市役所庁舎について、今後の整備に関する基本計画の策定や基本設計などで文化・女性・福祉などのさまざまな視点から幅広く意見を伺い、事業を推進するために設置する「白井市庁舎建設等検討委員会」の委員を募集します。

任期 平成25年4月～庁舎整備終了時

対象 市内在住・在勤の20歳以上で次のいずれかの要件を満たす人 5人

- 市役所の機能や公共施設のあり方などに関心がある人
- 建築や行政に関する業務の従事経験がある人

※平成22年度以降に市と業務契約などを締結した人や業務契約などを締結した事業所などに所属する人は応募できません。

委員の選考に当たっては、市の選考基準により選考します。

会議は、平日の昼間に月1回程度開催する予定です。

報酬 会議1回6,600円

◆・図 所定の申込書に必要事項を記入した上で、平成24年3月に白井市役所庁舎整備検討委員会から提出された提言書の内容を踏まえた「これからの市庁舎のあり方や庁舎整備の進め方など」について記述したレポート(A4用紙3～5枚程度、1枚につき1,000文字程度)、市内在住者は在住状況の確認に関する同意書、市内在勤者は住所・氏名・年齢・勤務地が分かるものの写しを添えて、3月1日(金)(必着)までに郵送か直接管財契約課管財契約班 内線3341・2へ

※申し込みの際は、必ず事前に募集要項で内容を確認してください。

申込書、在住状況の確認に関する同意書、募集要項は管財契約課、各センター、市ホームページにあります。

提言書は、市役所情報公開コーナーと市ホームページにあります。

納付を忘れずに

28日(水)は次の市税などの納期限です。

●固定資産税・都市計画税(4期分)

●国民健康保険税(8期分)

●後期高齢者医療保険料(8期分) 市税(多くは期限内に納付しま

舗装修繕工事を行います

市では、図の3カ所の区間で道路の舗装修繕工事を行います。

工事は午前9時から午後5時まで行い、工事中は交通誘導員を配置した上で、交通規制を行います。

図 道路課管理用地班 内線3213・5

【神々廻地区】

期間 2月上旬～3月上旬(工事日数は5日間程度)

交通規制区間 部分(車両片側交互通行)



【白井地区】

期間 2月中旬～下旬(工事日数は5日間程度)

交通規制区間 部分(車両片側交互通行)



【堀込・池の上地区】

期間 2月上旬～中旬(工事日数は3日間程度)

交通規制区間 部分(通行車線減少)



替えに変更すると、保険料から月額50円が割引されます。

【前納】 6カ月分が1年度分の保険料をまとめて口座振替で前納する

と、一定割合の金額が割引されます。

※振替日は6カ月分が4月30日(水)と10月31日(水)、1年度分が4月30日(水)なので口座の残高不足に注意してください。

平成25年度分の割引引き額に記入の上、2月28日(木)までに直接船橋年金事務所(047(424)8811)か口座振替を希望する金融機関へ

問い合わせください。

主	な	内	容
■	自転車の放置はやめましょう	2	
■	市職員採用試験（上級職）を実施	2	
■	健康教室「肺の生活習慣病COPDを知ろう」	3	
■	ホールボディカウンタ測定費用を助成	4	
■	スポーツ推進委員を委嘱	4	
■	（仮称）白井中学校区総合型地域スポーツ クラブ設立準備委員会を立ち上げ	5	

発行 / 白井市 編集 / 秘書広報課 毎月2回 1日・15日発行 〒270-1492 白井市復1123 ☎047 (492) 1111 FAX 047 (491) 3510 URL http://city.shiroyi.chiba.jp/

平成25年度国民健康保険税

国民健康保険（国保）は、国や県の支出金のほか、加入者の皆さんからの保険税などで運営されています。国保事業が安定的に運営できるよう、保険税の納付をお願いします。

国民健康保険は皆さんに 支えられています



保険税の内訳

平成25年度の国保税率および賦課限度額は下表のとおりです。（税率については、平成24年度と変更はありません）

国保税の支払い

国保税は、普通徴収の人と特別徴収の人に分かれています。

【普通徴収の人】

平成25年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。

第1期の納付期限

7月31日（金）

◆口座振替が便利です

国保税の納め忘れをなくするために、一度の手続きで簡単・便利

国保税率と賦課限度額

区分	率と額
医療分	所得割 7.03%
	被保険者別均等割 26,300円
	世帯別平等割 30,300円
	賦課限度額 510,000円
支援分	所得割 2.1%
	被保険者別均等割 4,300円
	賦課限度額 140,000円
介護分	所得割 1.42%
	被保険者別均等割 11,400円
	賦課限度額 120,000円

利に納付できる口座振替を利用しませんか。
口座振替の開始は、届け出から通常2カ月ほど掛かります。第1期から口座振替を行う場合は、今月中に金融機関へ届け出

※預金口座振替依頼書は、市内の金融機関にあります。市外の金融機関を利用する場合は、保険年金課へ請求してください。ゆうちょ銀行を利用する場合は、窓口にある専用の様式を利用してください。

【特別徴収の人】
次のすべてに該当する世帯は、

- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出
- 預金口座振替依頼書（ゆうちょ銀行以外の金融機関を利用する場合）
- 預金口座振替依頼書は、市内の金融機関にあります。市外の金融機関を利用する場合は、保険年金課へ請求してください。

申請方法 次のすべてを持参した上で、直接口座振替取り扱い金融機関の窓口で申請してください。

国保税が世帯主の年金から特別徴収（天引き）されます。
● 世帯主が国保の被保険者である世帯
● 世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯
● 世帯主の介護保険料が特別徴収になっている世帯
● 特別徴収の対象となる世帯主の年金の年額が18万円以上であり、国保税と世帯主の介護保険料と合わせて、年金受給額の2分の1を超えない世帯

※複数の年金を受給している場合は、優先順位が定められており、上位の順位の年金が特別徴収の対象となるため、他の年金を含めた合計額が年額18万円以上の場合でも、国保税を特別徴収できないことがあります。

◆普通徴収に変更できます
口座振替による普通徴収に切り替えを希望する場合は次の書類を提出してください。
【口座振替の手続きを済ませていない人】
○国民健康保険税納付方法変更申出書
○国民健康保険税納付方法変更申出書
【口座振替の手続きを済ませていない人】
○金融機関で口座振替の手続きをし、そのときに渡される国民健康保険税の納付方法変更申出書

市・県民税の申告をお忘れなく
国保の被保険者および世帯主で、平成24年度の市・県民税の申告がまだ済んでいない人は申告をしてください。
また、世帯主が被保険者の前年中の所得が一定基準額以下の世帯は、国保税が軽減されます（収入のない人や市・県民税の課税対象とならない遺族年金・障害年金だけの人も市・県民税の申告をしてください）。

国保以外の保険に加入した時は必ず届け出を
国保の加入者が他の保険に入った場合、資格喪失の届け出をしないと国保が掛り続け、滞りになると督促状が送られ滞り処分の対象となります。保険資格の変更は、自動的に保険証の両方を持参し、保険年金課で手続きをお願いします。

白井市庁舎建設等検討委員会が発足



白井市庁舎建設等検討委員会委員の皆さん

耐震性の不足や、老朽化などの課題から検討を進めている庁舎整備事業について、今年度から予定している基本計画および基本設計などを、文化や女性、福祉などの幅広い視点から意見を聞き計画を推進するため、市議会議員から3人、学識経験者から6人、公共的団体などの代表者から3人、公募市民から5人および市職員から3人による「白井市庁舎建設等検討委員会」を発足し、4月15日に第1回目の会議を開催しました。

当日は委員の委嘱、委員長・副委員長の選出のほか、これまでの庁舎整備事業に関する経緯などの説明や今後の事業の進め方などを審議し、会議終了後は庁舎などの見学を行いました。

会議の概要などは、市ホームページや情報公開コーナーで随時お知らせします。

なお、委員の皆さんは次のとおりです。（敬称略）

【委員】 川岸梅和（委員長）、岡野三之（副委員長）、谷嶋裕、素田久美子、幸正純治、川島晃、猪狩晃一、佐藤昭一、渡辺忠明、竹内正一、小田倉巳喜、林晃弘、加藤恵泉、藤森義徳、清水宏、高山弘美、加瀬栄男、宇井隆浩、寺島聡、岡本和哉

■ 管財契約課管財契約班 内線3341・2

